

国立大学法人弘前大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を助案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

弘前大学は、教育、研究及び社会貢献の中心課題として、世界と地域に対し、人材の育成と情報の発信を行うことを目標としており、この目標達成に向けて学長のリーダーシップの下で改革に取り組んでいる。そうした中で、弘前大学の学長は、職員数約1,900名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。弘前大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を助案したもとしている。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考ええる。

役員報酬基準の改定内容

・法人の長
・理事
・理事
(非常勤)
・監事
・監事
(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
・実施期間：平成24年6月～平成26年3月
・俸給表関係の措置の内容：俸給月額(平成24年6月～平成25年3月まで、11.14%の減額、平成25年4月～平成26年3月まで、9.77%の減額)
・諸手当関係の措置の内容：期末特別手当(9.77%の減額)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の 長A	千円 15,583	千円 11,423	千円 4,071	千円 89 (寒冷地手当)			
理事A	千円 9,328	千円 6,496	千円 2,778	千円 53 (寒冷地手当)		1月31日	
理事B	千円 1,334	千円 1,299	千円 0	千円 35 (寒冷地手当)	2月1日		
理事C	千円 10,687	千円 7,795	千円 2,778	千円 24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)		3月31日	
理事D	千円 9,328	千円 6,496	千円 2,778	千円 53 (寒冷地手当)		1月31日	
理事E	千円 1,338	千円 1,299	千円 0	千円 4 (通勤手当) 35 (寒冷地手当)	2月1日		
理事F	千円 9,326	千円 6,496	千円 2,778	千円 20 (通勤手当) 30 (寒冷地手当)		1月31日	
理事G	千円 1,323	千円 1,299	千円 0	千円 4 (通勤手当) 20 (寒冷地手当)	2月1日		
理事H	千円 9,591	千円 7,005	千円 2,497	千円 89 (寒冷地手当)			
監事A	千円 8,705	千円 6,334	千円 2,257	千円 24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
監事B (非常勤)	千円 996	千円 996	千円 0	千円 0			

注1:「前職」欄の「」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事A	千円 3,974 (41,307)	年 4 (36)	月 0 (0)	H26.3.31	-	役員期間につき、業績に応じ、学長が退職手当額を増減できているが、増減無しで決定した。
理事B	千円 2,980	年 3	月 0	H26.3.31	1	役員期間につき、学長が定める業績評価率を乗じて得た額を退職手当額とすることができるが、業績評価率については「1.0」と決定した。
理事C	千円 7,948 (32,465)	年 8 (27)	月 0 (3)	H26.3.31	-	役員期間につき、業績に応じ、学長が退職手当額を増減できているが、増減無しで決定した。

注1:「前職」欄の「」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:理事Aおよび理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、教育研究の質を確保しつつ人件費削減を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与を参考とし、本学の実情を踏まえ、適正となるよう給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、昇給及び勤勉手当(賞与)の成績率(支給率)の決定に反映させる。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月期及び12月期にそれぞれ在職する職員に対し、教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、勤勉手当の成績率を決定する。
昇給	1月から12月までの期間を良好な成績で勤務した職員について、教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

若年層(平成25年4月1日において39歳に満たない職員)の号俸について、抑制されてきた昇給号俸を1号俸回復させた。
(実施期間:平成25年4月~)

55歳を超える職員(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員については57歳)について、標準の勤務成績では昇給しないこととした。
(実施期間:平成26年1月~)

教育学部附属校園の教員(県からの人事交流者)において、下記の給与減額支給措置を行った。
・実施期間:平成25年7月~平成26年3月
・俸給表関係の措置の内容:教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員について俸給月額(職務の級に応じて、4.71%~7.71%の減額)
・諸手当関係の措置の内容:俸給の特別調整額及び職務付加手当(10%の減額)、地域手当及び広域異動手当(俸給月額に対する月額部分は4.71%~7.71%、特別調整額に対する月額部分は10%の減額)

特別法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
(職員について)
・実施期間:平成24年7月~平成26年3月
・俸給表関係の措置の内容:常勤職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の摘要を受ける職員を除く)の俸給月額(俸給表、職務の級及び号俸に応じて、9.77%~4.77%の減額)、契約職員(期末手当及び勤勉手当の支給対象となる者に限る)の日給等(常勤職員に準じ、9.77%~4.77%の減額)
・諸手当関係の措置の内容:俸給の特別調整額及び職務付加手当(10%の減額)、地域手当及び広域異動手当(俸給月額に対する月額部分は9.77%~4.77%、俸給の特別調整額に対する月額部分は10%の減額)、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当(9.77%の減額)
・国と異なる措置の概要:国は平成24年4月から給与見直しをしているが、本学では平成24年7月からとしている。

(役員について)
・実施期間:平成24年6月~平成26年3月
・俸給表関係の措置の内容:俸給月額(9.77%の減額)
・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当(9.77%の減額)
・国と異なる措置の概要:国は平成24年4月から給与見直しをしているが、本学では平成24年6月からとしているため、平成24年度の削減率は、平成24年4月~平成26年3月の期間に9.77%削減した場合の金額と同様になるように設定している。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,498	42.9	5,875	4,480	29	1,395
事務・技術	284	39.4	4,745	3,632	38	1,113
教育職種 (大学教員)	625	47.8	7,489	5,691	23	1,798
医療職種 (病院看護師)	425	38.0	4,400	3,376	31	1,024
技能・労務職種	8	55.3	4,795	3,654	29	1,141
教育職種 (附属義務教育学校教員)	54	44.6	6,384	4,851	46	1,533
教育職種 (附属高校教員)	21	42.2	6,231	4,783	25	1,448
医療職種 (病院医療技術職員)	80	40.9	4,731	3,609	26	1,122
指定職種	1	-	-	-	-	-

非常勤職員	100	36.9	3,677	3,272	23	405
事務・技術	21	45.5	3,147	2,399	42	748
医療職種 (病院医師)	46	31.6	4,157	4,157	5	0
技能・労務職種	13	49.7	3,404	2,594	41	810
医療職種 (病院医療技術職員)	14	31.6	3,167	2,439	30	728
特任教員	2	-	-	-	-	-
研究機関研究員	2	-	-	-	-	-
臨時教諭	2	-	-	-	-	-

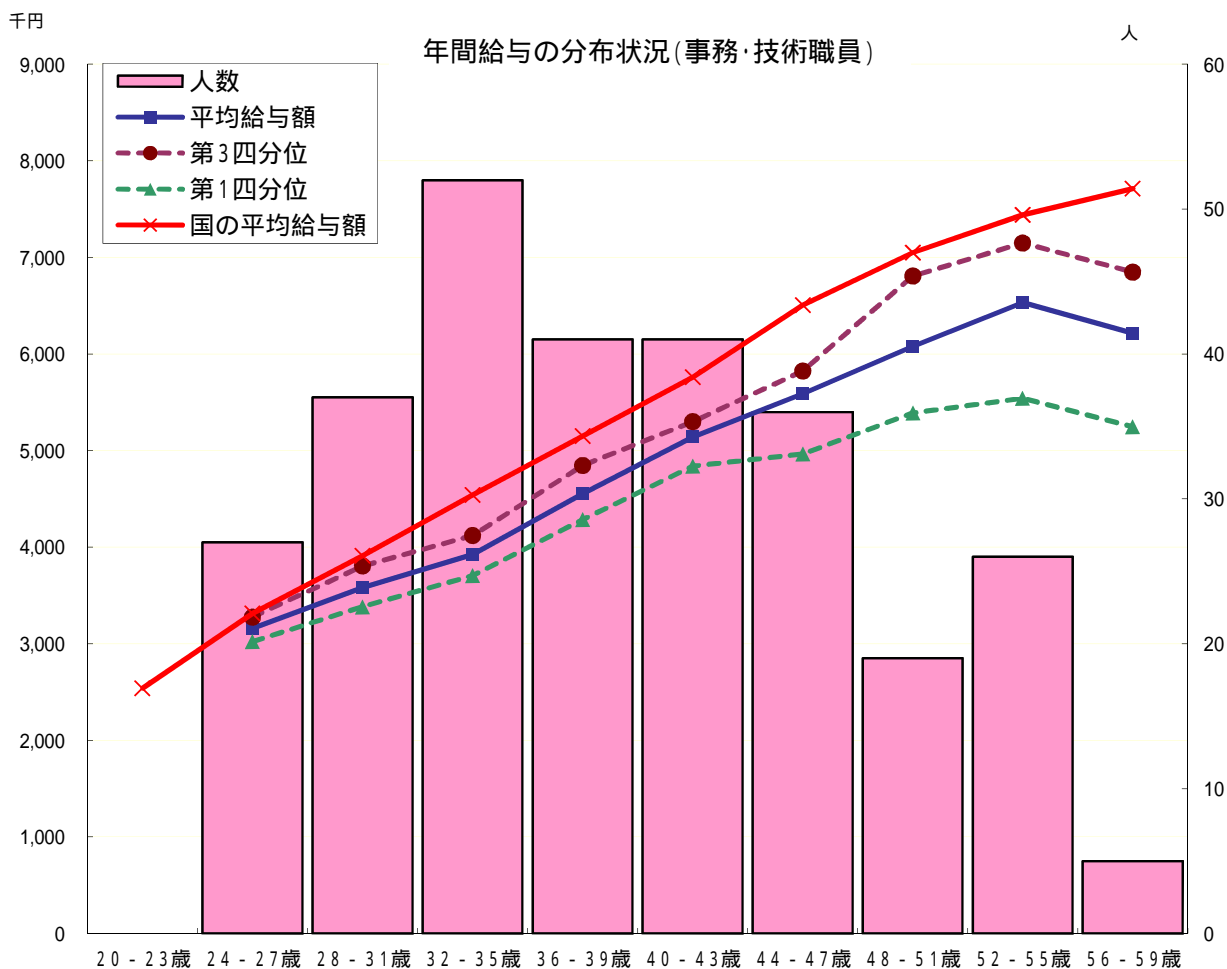
注1：常勤職員の指定職種、非常勤職員の特任教員、研究機関研究員及び臨時教諭は、該当者が1～2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2：「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
「技能・労務職種」とは、自動車運転手、看護助手等の業務を行う職種を示す。
「教育職種（附属高校教員）」には、附属特別支援学校教員を含む。
「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。

注3：在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分は、該当者がいないため、表の記載を省略した。

注4：常勤職員の医療職種（病院医師）、非常勤職員の教育職種（大学教員）、医療職種（病院看護師）、学長特別補佐、奨励研究員については、該当者がいないため、欄を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



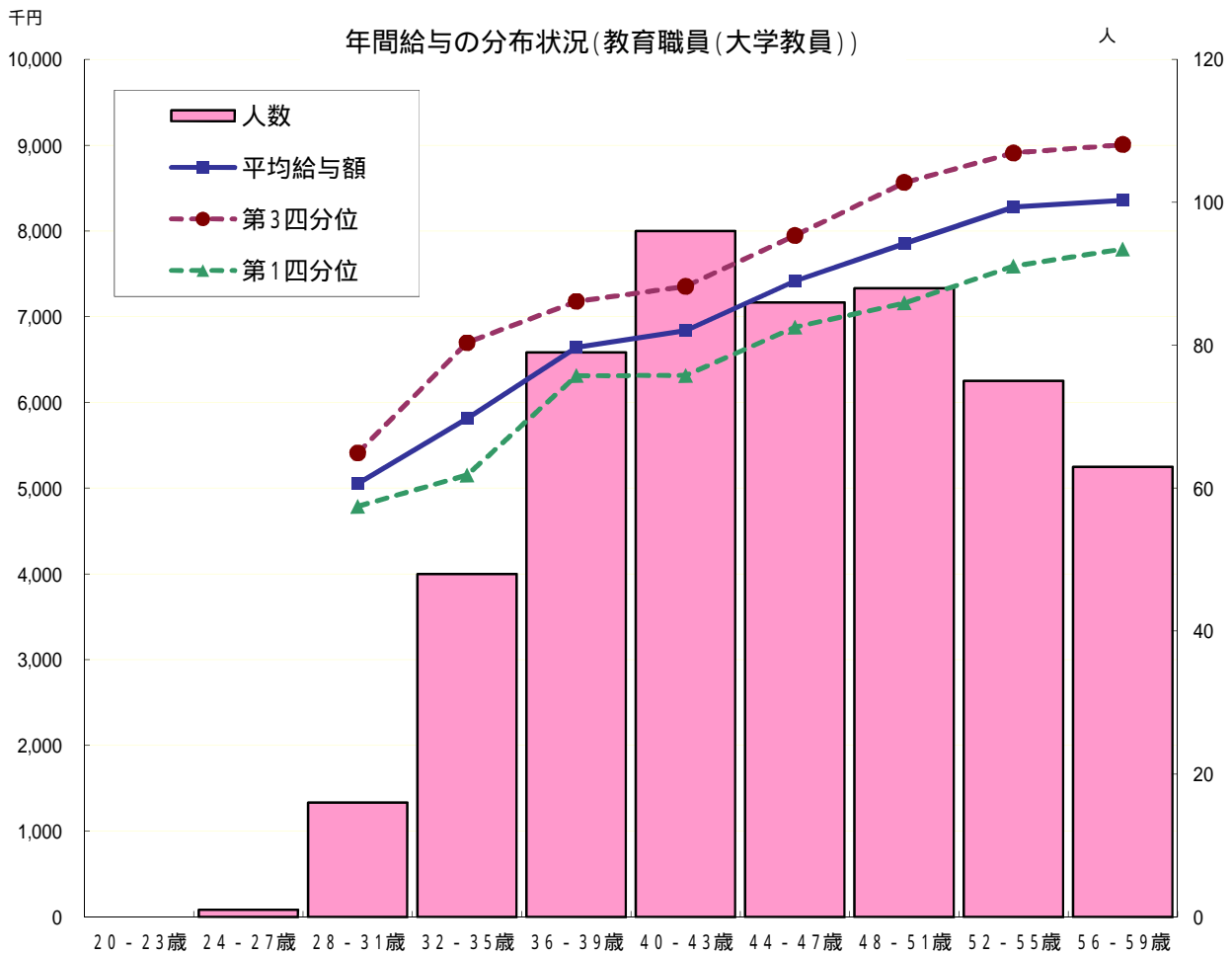
注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	4	55.3	-	8,957	-
・課長	22	50.5	6,807	7,257	7,497
・課長補佐	19	49.3	5,677	5,861	6,127
・係長	88	43.9	4,854	5,103	5,302
・主任	31	39.3	4,014	4,393	4,874
・係員	120	31.9	3,286	3,707	4,035

注1：部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

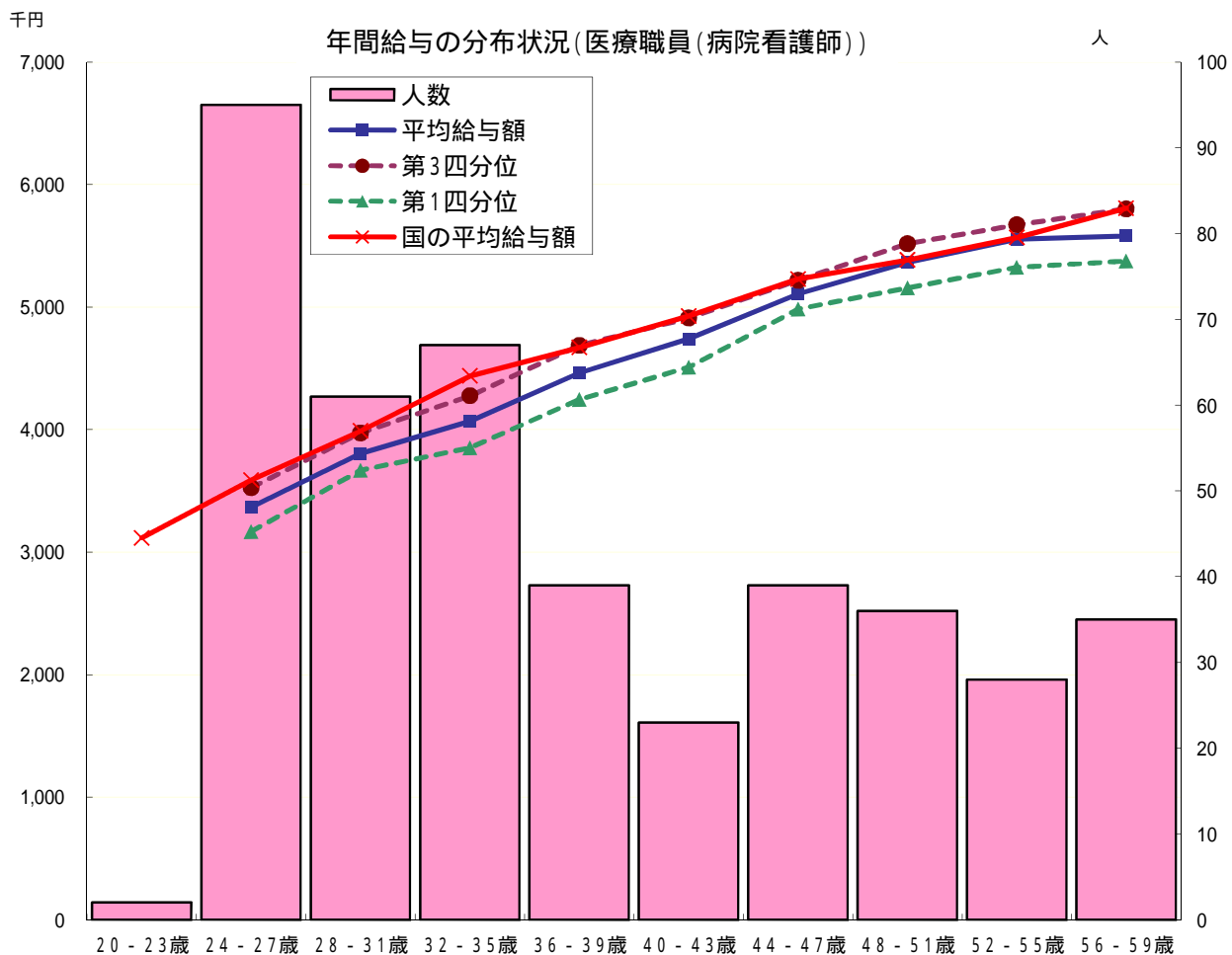
注2：課長には同相当職である「調整役」、「室長」及び「事務長」を、課長補佐には同相当職である「事務室長」、「室長補佐」及び「事務長補佐」を、係長には同相当職である「技術専門職員」を含む。



注：年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	195	56.4	8,275	8,758	9,174
・准教授	182	47.8	6,889	7,391	7,777
・講師	91	44.2	6,272	6,883	7,679
・助教	135	39.6	5,606	6,398	7,174
・助手	22	36.2	4,375	5,590	6,574



注：年齢20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・看護部長	1	-	-	-	-
・副看護部長	2	-	-	-	-
・看護師長	23	52.8	5,448	5,752	5,961
・副看護師長	55	47.8	4,884	5,206	5,513
・看護師	344	35.3	3,523	4,127	4,753

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：副看護部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長
人員 (割合)	284 人	29 人 (10.2%)	111 人 (39.1%)	98 人 (34.5%)	21 人 (7.4%)	11 人 (3.9%)	10 人 (3.5%)	4 人 (1.4%)
年齢(最高 ~最低)		38~24 歳	47~27 歳	57~36 歳	55~43 歳	56~41 歳	55~44 歳	58~52 歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		2,908~ 2,159 千円	3,738~ 2,392 千円	4,450~ 3,156 千円	4,718~ 3,899 千円	5,907~ 5,047 千円	7,248~ 5,229 千円	7,529~ 6,086 千円
年間給与 額(最高 -最低)		3,696~ 2,823 千円	4,956~ 3,124 千円	5,921~ 4,126 千円	6,339~ 5,262 千円	7,553~ 6,583 千円	9,443~ 6,961 千円	9,871~ 8,279 千円

区分		8級	9級	10級
標準的な職位		部長	別に定める	別に定める
人員 (割合)		該当者なし (0.0%) 人	該当者なし (0.0%) 人	該当者なし (0.0%) 人
年齢(最高 ~最低)		~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 -最低)		~ 千円	~ 千円	~ 千円

注：「標準的な職位」欄中「別に定める」としている職位については、平成26年4月1日現在、特に定めていない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	別に定める
人員 (割合)	625人	21人 (3.4%)	136人 (21.8%)	92人 (14.7%)	181人 (29.0%)	195人 (31.2%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		46~27歳	59~28歳	63~30歳	63~34歳	64~43歳	~歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		6,171~ 2,677千円	6,860~ 2,718千円	7,107~ 3,735千円	7,389~ 4,350千円	8,224~ 5,197千円	~千円
年間給与 額(最高 ~最低)		7,235~ 3,481千円	8,139~ 3,522千円	9,034~ 4,970千円	9,584~ 5,777千円	10,967~ 7,100千円	~千円

注：「標準的な職位」欄中「別に定める」としている職位については、平成26年4月1日現在、特に定めていない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	425人	該当者なし (0.0%)	344人 (80.9%)	64人 (15.1%)	14人 (3.3%)	3人 (0.7%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		~歳	59~23歳	59~33歳	58~45歳	53~52歳	~歳	~歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~千円	4,413~ 2,309千円	4,515~ 3,149千円	4,580~ 4,089千円	5,160~ 4,302千円	~千円	~千円
年間給与 額(最高 ~最低)		~千円	5,801~ 2,996千円	5,933~ 4,141千円	6,223~ 5,568千円	6,759~ 5,867千円	~千円	~千円

賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.0%	64.5%	63.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.0%	35.5%	36.7%
	最高~最低	49.4~32.6%	46.0~30.1%	45.6~31.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.5%	66.2%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.5%	33.8%	35.1%
	最高~最低	42.4~31.9%	39.6~29.6%	40.9~30.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 63.4	% 62.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.9	% 36.6	% 37.7
	最高～最低	% 44.8～33.2	% 45.1～31.1	% 44.7～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 39.6～29.8	% 40.9～31.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 42.4～32.1	% 39.6～29.7	% 40.9～30.9

注：医療職員（病院看護師）における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

88.1

対他の国立大学法人等

97.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.0

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.7

対他の国立大学法人等

89.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 88.1	
	参考	地域勘案 96.7 学歴勘案 88.5 地域・学歴勘案 96.7
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.2% (国からの財政支出額 14,735百万円、支出予算の総額 38,525百万円：平成25年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員との給与水準(年額)の比較指標は100以下であることから、給与水準は適正であると考える。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)	
講ずる措置	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.7	
	参考	地域勘案 97.9 学歴勘案 95.8 地域・学歴勘案 97.4
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.2% (国からの財政支出額 14,735百万円、支出予算の総額 38,525百万円：平成25年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員との給与水準(年額)の比較指標は100以下であることから、給与水準は適正であると考える。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)	
講ずる措置	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,689,312	千円 9,972,668	千円 (%) 283,356 (2.8)	千円 (%) 861,113 (8.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,092,728	千円 1,354,206	千円 (%) 261,478 (19.3)	千円 (%) 222,470 (25.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,609,387	千円 1,591,136	千円 (%) 18,251 (1.1)	千円 (%) 100,162 (6.6)
福利厚生費 (D)	千円 1,548,024	千円 1,502,363	千円 (%) 45,661 (3.0)	千円 (%) 67,219 (4.5)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 13,939,451	千円 14,420,375	千円 (%) 480,924 (3.3)	千円 (%) 471,262 (3.3)

注1：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：千円未満切り捨てのため、各区分と最広義人件費の額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比2.8%の減少となった。要因としては、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して講じた給与減額支給措置が平成24年度は年度途中から行われたのに対し、平成25年度は年度当初より行われたためである。

「最広義人件費」については、対前年度比3.3%の減少となるが、これは「給与、報酬等支給総額」の減少および「退職手当支給額」の減少によるものである。

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、以下の措置を講ずることとした。

・役員に関する講じた措置の概要：俸給月額×12.5/100×月数×業績率に、退職時期に応じて下記の調整率を乗じた額を退職手当額とした。

平成25年2月1日～平成25年9月30日・・・98/100

平成25年10月1日～平成26年6月30日・・・92/100

平成26年7月1日～・・・87/100

・職員に関する講じた措置の概要：平成25年2月1日より退職手当の調整率の段階的引き下げを実施。

平成25年2月1日～平成25年9月30日・・・98/100

平成25年10月1日～平成26年6月30日・・・92/100

平成26年7月1日～・・・87/100

法人が必要と認める事項

特になし